

## 次期役員候補者選挙の実施

### 一般社団法人 電気設備学会

当学会の現任の理事及び監事(以下「役員」といいます。)は、次回総会(2021年6月4日開催予定)で任期満了となります。次期新役員は、役員候補者選挙規程(下記参照)第1条の規定に基づき正会員による選挙により次期役員候補者を選出し、これを定款第13条第1項の規定に基づき総会で議決することになります。

つきましては、この選挙を下記により実施しますので、お知らせします。

#### 記

1. 次期役員に選任する数は、理事40名、監事3名です。
2. 投票者及び被選挙権者は、正会員(監事1名を除く)である方とします。
3. 投票方法
  - (1)メールアドレス登録済みの会員の方  
選挙通知メールを送付しますので、メールに記載された手順に従い学会ホームページより電子投票してください。
  - (2)メールアドレス未登録の会員の方  
投票用紙、候補者名簿を郵送します。
    - ①学会ホームページから電子投票が可能な方  
同封文書に記載された手順に従って電子投票してください。
    - ②電子投票ができない方  
同封の投票用紙に記入の上、返送してください。  
投票の詳しい方法は、別途お知らせいたします。
4. 投票開始は、2021年3月中旬。投票締切りは、2021年4月15日(必着)とし、総務部会長又は総務担当理事の立ち合いのもとに開票します。
5. 開票の結果、投票の多い結果から順に次期役員数までの候補者を、2021年5月10日の理事会において次期役員候補者として選出します。
6. この次期役員候補者を総会(2021年6月4日開催予定)に諮り、次期役員に選出することになります。

### 役員候補者選挙規程

1992年7月21日制定  
2020年12月11日最終改正

第1条 一般社団法人電気設備学会(以下、「当学会」という。)の総会に提案する次期役員候補者は、正会員による投票により定める。ただし、役員のうち監事1名は、正会員以外の者を候補者とすることができる。

第2条 前条の正会員による投票は、理事会が推薦する候補者(以下「理事会推薦候補者」という。)及び正会員が投票時に正会員の中から別に選んだ候補者に対して行う。

第3条 前条の候補者は、役員改選年の最初の理事会開催日に正会員である者とする。ただし、監事1名は、第1条のただし書きにより正会員以外の者を候補者とすることができる。

第4条 次期の理事及び監事の数(以下「次期役員数」という。)は、定款第21条による定数の範囲内で、理事会が定めるものとする。

第5条 正会員が投票できる候補者の数は、次期役員数以内とする。

第6条 投票は、無記名とする。

第7条 投票は、当学会が送付する投票用紙による方法、又は、電磁的方法による。

第8条 投票者は、第3条の理事会開催日に正会員である者とする。

第9条 第5条及び第7条によらない投票は、無効とする。

第10条 理事会は、最高得票者から次期役員数と同順位の得票者までを確認し、これらの者を次期役員候補者として総会に提案する。ただし、定員数と同順位の得票者が複数いるときの取扱いは、理事会が決するところによる。

第11条 本規程について改正の必要が生じた時は、総務部会が立案、作成し、理事会の決議を経て改廃する。

#### 附 則

1. 本規程は、役員改選期の定時総会における役員選任に適用し、役員辞任等による補欠の役員又は増員により選任された役員の任期は、定款第24条に従って行う。

2. 本規程は、平成4年7月21日に制定し、同日から施行する。

3. 本規程は、規程類番号の見直し、第1条及び第3条のただし書き、改廃事項の追加等により、2013年11月29日に改正し、同日から施行する。

4. 本規程は、理事会開催スケジュールの変更により、第3条の候補者の資格を「役員改選年の最初の理事会開催日に正会員である者」に改正し、2016年11月11日に改正し、同日から施行する。

5. 本規程は、第7条の候補者の投票に電磁的方法による投票を追加し、2020年12月11日に改正し、同日から施行する。